

# 新型コロナウイルス感染症に関する 豊田市緊急対策

ホームページ



愛知県に緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出自粛や事業所の休業要請など、市民のみなさまにおいては、これまで以上に現状と先行きへの不安を抱えていることと思います。こうした不安を少しでも和らげるため、市では緊急対策として以下の取組を行います。

なお、国の一律10万円の給付金、子育て世帯への臨時特例給付金などの「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に関連する事業は、制度の詳細が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

## 園児・児童・生徒及び保護者のみなさまへ

### ■給食費の無償化

こども園(3～5歳児)の園児、小・中・特別支援学校の児童・生徒を対象に、学校給食再開後から7月20日(月)まで(こども園は31日(金)まで)給食費を無償化します。

- 問合せ こども園について／保育課(☎34・6809) 小・中・特別支援学校について／保健給食課(☎34・6663)

### ■各学校ホームページに学習メニューを掲載

各学校ホームページに学習用ページを設け、学年ごとに時間割を掲載し、児童・生徒が教科の動画を見ながら教科書の内容を学習できる環境を整備します。

- 問合せ 学校教育課(☎34・6662)

### ■各種動画(自宅でできる体操や工作、科学実験<sup>など</sup>)を制作・公開

各種動画(自宅でできる体操や工作、科学実験<sup>など</sup>)を制作・公開し、室内で過ごす児童・生徒の体力低下の防止、在宅ストレスの軽減を図ります。

- 問合せ 市政発信課(☎34・6604)

### ■電話での母子保健推進員による確認

母子保健推進員が、おおむね生後1～3か月までの乳児を持つ家庭に電話で現状確認を実施し、育児不安を軽減します。必要に応じて関係機関と連携して対応します。

- 問合せ 子ども家庭課(☎34・6636)

### ■電話による子どもの生活状況などの確認

こども園から、登園を自粛している園児の家庭に対し、電話で健康状態などを確認します。小・中・特別支援学校から、家庭や本人に対し、電話で生活状況、学習の進捗状況を確認します。

- 問合せ こども園について／保育課(☎34・6809) 小・中・特別支援学校について／学校教育課(☎34・6662)

## 高齢者のみなさまへ

### ■各種動画(自宅でできる体操やマスク作り、地産地消<sup>など</sup>)を制作・公開

各種動画(自宅でできる体操やマスク作り、地産地消<sup>など</sup>)を制作・公開し、室内で過ごす高齢者などの体力低下の防止、在宅ストレスの軽減を図ります。

- 問合せ 市政発信課(☎34・6604)

**■事業者向け助成金申請支援事業**

中小企業・小規模事業者などを対象に、市で育成した働き方改革アドバイザーなどを活用し、雇用調整助成金などや感染症対策としてのテレワークの新規導入にかかる助成金の周知と、申請書作成などの支援を実施します。

●問合せ 産業労働課(☎34・6774)

**■豊田市中小企業雇用調整補助金**

市内の事業所で休業を実施し、「雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた中小企業・小規模事業者などを対象に、雇用調整助成金など（令和2年4月1日～6月30日の緊急対応期間）に上乗せ補助を実施します。

●問合せ 産業労働課(☎34・6774)

**■テレワーク導入支援補助金**

市内の事業所で「働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)」の支給決定を受けた中小企業・小規模事業者などを対象に、助成金に上乗せ補助を実施します。

●問合せ 産業労働課(☎34・6774)

**■愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の休業協力要請に全面的に協力いただける中小企業・小規模事業者に対し、協力金を交付します。

●問合せ 商業観光課(☎34・6642)

**■豊田市信用保証料緊急経済対策補助金**

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者支援のため、関連融資の信用保証料に対して、補助を実施します。

●問合せ 商業観光課(☎34・6642)

**市営住宅の提供・家賃徴収猶予について****■市営住宅の提供**

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、住まいの確保が困難な人に対して、一時的に市営住宅を提供します。

●問合せ 定住促進課(☎34・6728)

**■市営住宅の家賃徴収を猶予**

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、やむを得ず家賃が支払えない人に対して、市営住宅の家賃徴収を猶予します。

●問合せ 市営住宅管理事務所(☎36・0655)

**市税等の徴収猶予について****■個人市民税・固定資産税・国民健康保険税などに関すること**

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、収入が大幅に減少し、市税などを一度に納付することができない場合に徴収を猶予します。

●問合せ 債権管理課(☎34・6619)

**■介護保険料・後期高齢者医療保険料に関すること**

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、収入が大幅に減少し、保険料を一度に納付することができない場合に納付を猶予します。

●問合せ 債権管理課(☎34・6619)